

一般社団法人全信工協会役員報酬規程

平成23年5月30日

総会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条第1項に基づき、一般社団法人全信工協会（以下「本法人」という。）の役員が受けることができる報酬について定めるものとする。

(報酬を支給する役員)

第2条 次の各号のいずれにも該当する非常勤役員に対し、報酬を支給することができる。

- (1) 本法人の会員である企業又は団体に所属しない者
- (2) 本法人と特別の利害関係にある団体の役員でない者

(報酬の支給額及び支払方法等)

第3条 報酬は、別表第1に定めるとおりとし、その都度、その金額から源泉徴収の額を控除した額を通貨により支払うものとする。

附則

この規程は、平成23年5月30日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	金 額
1 本法人の業務を実施した場合（総 会・理事会に出席した場合を除く。） （1 日につき）	2 2, 2 2 2 円
2 総会・理事会に出席した場合 （1 日につき）	1 1, 1 1 1 円